

# 国立・国定公園の公園区域及び公園計画の変更に関する パブリック・コメントの実施結果について

## 1 意見募集方法の概要

### (1) 意見募集の周知方法

変更案概要を環境省ホームページに掲載

記者発表（環境省記者クラブ）

資料の配付

### (2) 変更案の確認方法

環境省自然環境局国立公園課にて変更案（公園計画書及び図面）を閲覧可能

### (3) 意見提出期間

平成17年3月15日から4月14日まで（31日間）

### (4) 意見提出方法

郵送、ファックス又は電子メール

### (5) 意見提出先

環境省自然環境局国立公園課

## 2 意見募集の結果

・封書によるもの	0通
・ファックスによるもの	0通
・電子メールによるもの	1通
合計	1通

## 3 整理した意見総数

・今回の変更案に係るもの	2件
・その他の意見等	0件
合計	2件

国立・国定公園の公園区域及び公園計画の変更に関するパブリック・コメントの実施結果

番号	ご意見	件数	回答
1	<p>1. 公園計画に「自然再生事業の推進」を持ち込むことに反対</p> <ul style="list-style-type: none"> <li data-bbox="344 432 1077 970">・ 自然再生推進法の成立以降、公園事業が自然再生一辺倒に傾斜していく傾向を危惧しています。大台ヶ原をはじめとする原生的自然を維持している国立公園においては、再生事業によってかえって自然破壊をもたらすおそれがあります。 従来の過剰整備を反省し、思想、哲学を変えることが求められており、人為を優先した「自然再生」の概念を公園計画に持ち込むことで、今まで以上の過剰施設整備を行うことになる危険性を危惧しており、国立・国定公園の公園計画に「自然再生推進事業の推進」の概念、方針を持ち込むことに反対します。</li> <li data-bbox="344 986 1077 1361">・ 吉野熊野国立公園について言えば、従来の植生復元施設を自然再生施設に振り替えるとのことだが、役所用語の変更に過ぎないことが、パブコメにかけられる程重要なことなのでしょうか。狙いは「自然再生事業」への政策変更にあって、パブコメにかけることで「公園計画において自然再生事業の実施が国民に支持された」とするのは卑怯です。今後、国立・国定公園の維持管理を「自然再生事業」の概念で実施するつもり</li> </ul>	1	<p>自然再生事業は、過去に失われた自然を取り戻すことを通じて、生態系の健全性を回復することを目的に行われま す。国立公園の中でも、原生的な自然が健全な形で将来にわたって維持されることが確実な地域で自然再生事業を実施することはありません。また、事業を実施する際にも、自然の復元力や生態系の微妙な均衡を踏まえて行うことは当然であり、生態系に関する十分な事前調査を行い、復元状況を常にモニタリングし、科学的評価に基づくフィードバックを行いながら事業を進めます。そのため、過剰な施設を整備することはありません。</p> <p>吉野熊野国立公園で従来、植生復元施設と位置付けてきた区域保護対策としての防鹿柵に加えて、単木保護対策のラス巻き、森林生態系保全再生実証実験の実施等の自然再生に向けた総合的な対策を一体的に進めるという観点から、それらを改めて自然再生施設として位置付けるものです。自然再生施設として公園計画上位置付ける必要性については、「大台ヶ原自然再生推進計画」第6章1.森林生態系保全再生計画(5)計画期間3)【p85】にも明記されていま</p>

	<p>であるとするなら間違っています。</p>		<p>す。</p> <p>また、自然再生事業の実施は、今回のパブコメのみならず、多様な主体の参加を得て、広く意見をいただきながら行います。そのため、今回のパブコメのみをもって、「自然再生事業の実施が国民に支持された」とするつもりはありません。また、国立・国定公園の維持管理を全て自然再生事業の概念で実施する予定はなく、それぞれの地域に適した管理を行います。</p>
2	<p>2 . 個別法に基づく自然再生事業に多様な主体の参画が担保されていない</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 大台ヶ原の自然再生事業は、自然再生推進法に基づいていません。17年1月に策定された「大台ヶ原自然再生推進計画」には、NPO、専門家、関係省庁、地方公共団体等と合意形成・連携・参画が図られるかどうか記載されていないが、実際には連携が図られるのでしょうか。自然再生推進法でなく個別法に基づく場合、多様な主体の参画・合意形成・連携が法的に担保されていないのは問題です。</li> </ul>	1	<p>自然再生推進法に基づかない事業においても、多様な主体の参画、連携を図って参ります。大台ヶ原の自然再生においても、「大台ヶ原自然再生推進計画」の第4章「自然再生の基本的な考え方」の1つとして「多様な主体の参画」を明記しています。今後、同計画に基づく自然再生の実施にあたっては、学識経験者・関係機関・NPO/NGO 等からなる「大台ヶ原自然再生検討会」の開催やパブリック・コメント、地元説明会等の実施を通じて幅広い意見の聴取とその反映を行い、同計画策定過程と同様、多様な主体の参画・合意形成・連携を図っていきます。</p>